

はじめに

○ 平成27年6月 消費者安全調査委員会から、国土交通大臣に対し意見

平成21年4月に発生した港区内複合ビルのエスカレーター転落事故を踏まえ、エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定し、法的整備も視野に入れて遵守を徹底させること

○ 平成27年9月 国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問

エスカレーターの転落防止対策について、ガイドライン策定の必要性や建築基準の見直しの要否を含め検討する必要

事故の概要

発生日時：平成21年4月8日21時44分ごろ

発生場所：ビル2階エスカレーター乗場

事故概要：下降運転中のエスカレーターのハンドレール部分に後ろ向きに近づき接触しバランスを失い、吹抜け部分を2階から1階まで転落し死亡



国交省昇降機等事故調査部会の調査報告（平成26年10月公表）

○ エスカレーターの構造、乗場周辺の安全対策、事故時の状況等について 調査を実施。

○ 「本事故は、エスカレーター自体の不具合や乗場周辺の安全対策の欠如に起因するものではなかった」との結論。

写真1. 事故が発生した吹抜け部分

1. エスカレーターの事故に関する安全対策の現状について

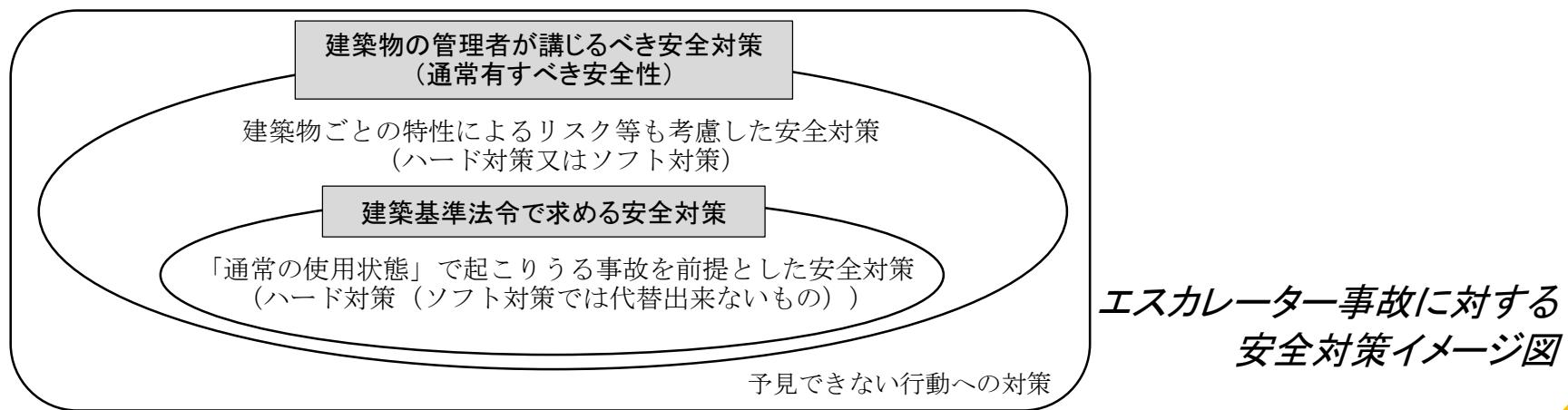
○過去の判例を分析したところ、建築物の管理者等は、いたずらなど予見できない行動への対策は求められないが、個々の建築物の利用者の特性に応じたリスク等を踏まえ、予見される行動については、安全対策を講ずる責務を有する

○安全対策については、物理的なハード対策のみならず、注意喚起等の運用上のソフト対策も含まれる

例) ・利用方法の表示や音声案内 ・誘導員の配置 等

○建築基準法令では、このうち、機器の異常など通常の使用で起こりうる事故について、ソフト対策では代替出来ないものを中心に物理的なハード対策を求めている

例) ・非常停止ボタン ・駆動装置が故障した場合や、衣服等が挟まれた場合の制動装置
・交差部への三角保護板の設置 等



判例事例（建築物の管理者等に瑕疵があるとされた事例）

- ・幼児が親の目を離れてエスカレーターに乗り移ることが明らかに予見されるにもかかわらず、事故発生防止のための職員配置を怠った。
- ・ゴム長靴等による乗降の危険性を呼びかける措置を講じなかった。

2. エスカレーターの側面からの転落防止対策について

- 側面からの転落事故は、子どもなどのいたずらによるものが多く、「通常の使用状態」で生じるとはいえず、また、平成21年4月に発生した事故も、同様に建築基準法令で対策を規定すべきものとは言い難い。
- しかしながら、建築物の特性として、子どもの単独利用を想定せざるを得ない場合などは、建築物の管理者等により、ソフト対策も含め一定の措置が講じられるべき
- 具体的な対策は、各建築物の特性を踏まえ、建築物の管理者等が責任を持って行うべき
- このような安全性向上の方策を関係者の判断材料となるようガイドラインとして示すことが有意義
- 利用者への安全な利用法の周知・普及にも取り組むべき

エスカレーターからの転落防止についてガイドライン（案）

- 設計者、建築物の管理者等は、以下の事項を実施すること。
 - ・利用者特性から生じるリスクの検討
 - ・エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討
 - ・リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法令で定められた安全対策に付加して、「建築計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を組合せての実施
- 参考情報として、各建物での実際の事例を紹介

建築計画における工夫

揚程が2階分以上のエスカレーターは、設置位置の検討など



物理的な対策（ハード対策）



運用上の対策（ソフト対策）

